

2019年9月通常会議

コミュニティセンター条例案 撤回請求に対する討論

2019年9月30日

杉浦 智子

私はただいま議題となっています議案第129号 大津市コミュニティセンター条例の撤回に対する反対討論を行います。

議案第129号 大津市コミュニティセンター条例の制定については、今通常会議初日に提案されており、市民からは拙速な条例化を行わないよう請願書が議会に届けられています。

今回の撤回の理由は、地域の事情により一斉に移行が難しいことから順次コミュニティセンターに移行することができるようにとのことです。しかし、そもそも公民館をコミュニティセンターに移行することによる市民的なメリットが曖昧であり、利用の範囲の可否、関係法令などとの整合などについての整理も庁内関係部局とのすりあわせも不十分なままで、説明が二転三転したことなど、およそ議会の理解を得るための準備が当局内でしっかりと行われたとは言えません。にもかかわらず議会に対し提案されたことは、議会の審査を軽視していると思えません。

また公民館をコミュニティセンターに移行させるというのに、これまで公民館が果たしてきた役割をどのように評価し、今後その到達点をどのように市政に反映させていこうとされているのかの説明がありません。

大津市は学区ごとに市民センターを設置し、そこに公民館の機能を持たせ、市民の公民館活動を通じてコミュニティを醸成し、特に人権を大切にす地域づくりを目指して、市民との協働で円滑な市政の推進に取り組んできた実践があります。全国にも誇れる取り組みは、社会教育法に基づき、学区ごとにそれぞれの地域課題に向き合い積み重ねてこられています。つまり今、市が目指そうとしている方向性は、すでに学区ごとにそれぞれのテンポで始まっているのです。こうした大津市の公民館活動の歴史を、教育委員会、市当局はどのように総括しているのでしょうか。公民館の役割は終わるどころか、少子高齢化、人口減少に立ち向かうためには、社会教育に基づく公民館活動は欠かせない、むしろ強化していく必要があることを、市民のみなさんは自覚されているからこそ議会で議論に注目されているのだと思うのです。

市が目指そうとしている自主自立の魅力あるまちづくりの方向性そのものは間違っていないと考えます。しかしそのためのプロセスこそがまちづくりの基本です。施設の管理運営を市民に押しつけ経費を削減することが目的になっていると思えないようなやり方は、住民自治にも地域の自立にもつながりません。地域の分断を招き、円滑なまちづくりに支障を来します。

市民ニーズが多様な時代だからこそ地域のコミュニティが重要であり、その底上げと市民との協働のあり方が問われているのです。

そうしたことから議会提案にあたっては、改めて庁内議論の積み重ね、説明責任が果たせるように関係法令との整合などという当たり前のことを徹底すること、期を逸さない市民への正確で丁寧な説明を怠らないことを強く求めるものです。

この間の市民や議会からの指摘や願いに真摯に向き合い、その反省のもとで制度について市民の意見を聞き、モデル事業の検証、関係各部局との精査、必要な議論を重ねていくために今回の議案を取り下げるのであればまだしも、取り下げ直後に新案なるものを提案するとは、市民を置き去りに

して議会の賛成だけを目的にしているとしか思えません。

今回の公民館のコミュニティセンターへの移行の方針については、余りにもずさんな制度構築であり、コミュニティセンター条例は議会に提案すべきではありませんでした。議案を市民の立場で審議する中で、公民館としての機能や、コミュニティセンターの管理運営を担うまちづくり協議会の位置づけなどの課題が顕在化しています。小手先だけの修正で市民の理解を得られるとは思えません。議会としてきっぱり否決すべきと考えるものです。

よって議案第 129 号の撤回には反対するものです。